

## 平成24年第2回市会定例会 議案等提出一覧（6月1日発送分）

### 一 般 議 案 28件

1	地方自治法第180条に基づく専決処分報告	3件	市営住宅等使用料支払請求即決和解事件に係る和解及び市営住宅等使用料支払請求調停事件に係る調停についての専決処分報告 ほか2件
2	条例の制定等	12件	
	(1) 条例の制定	2件	地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例の制定 ほか1件
	(2) 条例の一部改正	10件	横浜市市税条例の一部改正 ほか9件
3	町区域の設定等	2件	泉区における住居表示の実施区域及び方法 ほか1件
4	道路の認定廃止	1件	末吉橋第310号線等市道路線の認定及び廃止
5	財産の取得	1件	ヘリコプターの取得
6	訴えの提起	1件	ごみ焼却工場焼却炉築造工事の入札に係る損害賠償についての訴えの提起
7	損害賠償額の決定	1件	水道管漏水事故についての損害賠償額の決定
8	指定管理者の指定	3件	地区センターの指定管理者の指定 ほか2件
9	その他	1件	公立大学法人横浜市立大学の中期目標の変更
10	契約の締結	3件	南本牧ふ頭第5ブロック廃棄物最終処分場（仮称）建設工事（その17・地盤改良工）請負契約の締結 ほか2件

### 予 算 議 案 1件

1	補正予算	1件	平成24年度横浜市一般会計補正予算（第2号）
---	------	----	------------------------

### 合 計 29件

平成24年6月1日発送  
平成24年6月8日提出

お問い合わせ先			
一般議案	：	総務局総務課長 栗田 るみ	Tel 045-671-2046
予算議案	：	財政局財政課長 松浦 淳	Tel 045-671-2230

# 一 般 議 案

件 名	概 要									
<b>1 地方自治法第180条に基づく専決処分報告（3件）</b>										
市報第1号 市営住宅等使用料支払請求即決和解事件に係る和解及び市営住宅等使用料支払請求調停事件に係る調停についての専決処分報告	市営住宅使用料の滞納に係る和解及び民事調停 和解の成立 件数:27件 総額:約 8,130千円 平均:約301千円/件 調停の成立 件数: 3件 総額:約 732千円 平均:約244千円/件									
市報第2号 自動車事故等についての損害賠償額の決定の専決処分報告	法律上本市の義務に属する損害賠償額の決定 <table border="1"> <tr> <td>総務局 1件</td> <td>環境創造局 6件</td> <td>資源循環局 34件</td> </tr> <tr> <td>道路局 6件</td> <td>消防局 17件</td> <td>旭区 1件</td> </tr> <tr> <td>磯子区 1件</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> 合計: 66件 総額: 約9,192千円 平均: 約139千円/件	総務局 1件	環境創造局 6件	資源循環局 34件	道路局 6件	消防局 17件	旭区 1件	磯子区 1件		
総務局 1件	環境創造局 6件	資源循環局 34件								
道路局 6件	消防局 17件	旭区 1件								
磯子区 1件										
市報第3号 損害賠償請求事件についての訴訟上の和解の専決処分報告	民事訴訟法に基づく訴訟上の和解 (事件概要) 22年5月頃、市立小学校においてボランティアとして活動していた者が、児童にわいせつ行為をする事件が発生した (和解内容) 本市は和解金として330万円を支払う等 (専決年月日) 24年3月28日									
<b>2 条例の制定等(12件)</b>										
<b>(1) 条例の制定(2件)</b>										
市第4号議案 地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例の制定	地域等の課題解決の担い手である特定非営利活動法人(NPO法人)に対する市民の寄附を促進し、当該NPO法人の財政基盤の強化等を図るため、市民税の寄附金控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等を定める (内容) 指定の基準、手続等 (施行日) 24年8月1日 4頁参照									
市第5号議案 よこはま多世代・地域交流型住宅整備・運営事業者選定等委員会条例の制定	附属機関の設置 (内容) 名称: よこはま多世代・地域交流型住宅整備・運営事業者選定等委員会 所掌事務: よこはま多世代・地域交流型住宅整備・運営事業者の選定に関する事等 組織: 委員5人以内 (施行日) 公布の日									
<b>(2) 条例の一部改正(10件)</b>										
市第6号議案 横浜市市税条例の一部改正	地方税法等の一部改正に伴う改正 (内容) 平成24年度税制改正に基づき、下水道除害施設及び雨水貯留浸透施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置に係る軽減割合を定める等 (施行日) 公布の日 等 6頁参照									
市第7号議案 区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める条例の一部改正	泉区における町区域の設定に伴う改正 (内容) 泉区の区域に下和泉一丁目～五丁目を加える (施行日) 規則で定める日 (関係議案) 市第16号議案・市第17号議案									
市第8号議案 横浜市地区センター条例の一部改正	コミュニティハウスの設置 (内容) 上郷矢沢コミュニティハウス (栄区、25年3月開館予定) (施行日) 規則で定める日									
市第9号議案 横浜市社会福祉センター条例の一部改正	(内容) 社会福祉センター内の実習室を廃止(中区) ホール・会議室の利用料金を改定するとともに、軽運動室に利用料金制を導入 (施行日) 25年1月1日 25年4月1日									

市第 10 号議案 横浜市こころの健康相談センター 条例の一部改正	こころの健康相談センターの移転 (内 容) 港北区から中区へ移転 (施行日) 規則で定める日
市第 11 号議案 横浜市公園条例の一部改正	(内 容) 南本宿第三公園(旭区)について、公園の有料施設を設置 するとともに、指定管理者に管理を行わせる公園を追加する (施行日) 25年4月1日
市第 12 号議案 横浜市建築基準条例の一部改正	(内 容) 個室ビデオ店等の用途に供する建築物で、その用途に供す る部分の床面積の合計が100平方メートルを超えるものについて、 避難規定に関する技術基準の強化等を行う (施行日) 24年12月1日
市第 13 号議案 横浜市地区計画の区域内における 建築物等の制限に関する条例の一部 改正	地区計画の都市計画決定に伴う建築物の制限 (内 容) 泉新橋榎橋地区地区計画の都市計画の決定に伴い、地区整 備計画区域内における建築物の制限を定める (施行日) 公布の日
市第 14 号議案 横浜市火災予防条例の一部改正	危険物の規制に関する政令の一部改正に伴う改正 (内 容) 危険物の第一類に炭酸ナトリウム過酸化水素付加物が追加 されたことから、少量危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等の 特例を定める (施行日) 24年7月1日
市第 15 号議案 横浜市立学校条例の一部改正	統合による小中学校の廃止及び設置等 (内 容) 川島小学校とくぬぎ台小学校の統合に伴い、くぬぎ台小 学校を廃止(保土ヶ谷区) 左近山小高小学校、左近山第一小学 校、左近山第二小学校を廃止し、統合により左近山小学校を設置(旭区) 富士見中学校、吉田中学校を廃止し、統合により横浜吉 田中学校を設置(中区) (施行日) 25年4月1日

### 3 町区域の設定等(2件)

市第 16 号議案 泉区における住居表示の実施区域 及び方法	(実施区域) 和泉町の一部 (方 法) 街区方式 (関係議案) 市第7号議案・市第17号議案
市第 17 号議案 泉区における町区域の設定及びこ れに係る字区域の廃止	住居表示の実施に伴う町区域の設定及び字区域の廃止 (設 定) 下和泉一丁目～五丁目 (廃 止) 和泉町の一部の字区域 (関係議案) 市第7号議案・市第16号議案

### 4 道路の認定廃止(1件)

市第 18 号議案 末吉橋第310号線等市道路線の認 定及び廃止	(認 定) 末吉橋第310号線など40路線 (廃 止) 篠原第336号線など35路線 合計75路線
--	---

### 5 財産の取得(1件)

市第 19 号議案 ヘリコプターの取得	航空消防体制の充実を図るため、ヘリコプターを取得する(経年劣化 が著しいヘリコプターの更新) (内 容) 本体及び装備一式 1機 (金 額) 1,499,400 千円
------------------------	--

### 6 訴えの提起(1件)

市第 20 号議案 ごみ焼却工場焼却炉築造工事の入 札に係る損害賠償についての訴えの 提起	本市発注の旭工場及び金沢工場ごみ焼却炉築造工事の入札談合に係る 弁護士報酬相当額等の損害賠償を求める訴えを提起する (被告) 三菱重工業株式会社、JFEエンジニアリング株式会社 (訴訟物の価額) 122,575,502円
--	---

**7 損害賠償額の決定（1件）**

水第 1 号議案 水道管漏水事故についての損害賠償額の決定	本市の義務に属する損害賠償額の決定 (損害賠償額) 31,600千円 (被害者) 東京瓦斯株式会社 (事故概要) 19年 5月18日金沢区富岡西三丁目において水道管から漏水し、被害者の施設の一部を破損し、ガス供給を不能にした
----------------------------------	--

**8 指定管理者の指定（3件）**

市第 21 号議案 地区センターの指定管理者の指定	(名称) 並木コミュニティハウス(金沢区並木二丁目) (指定管理者) 特定非営利活動法人金沢区民協働支援協会 (金沢区洲崎町1番18号) (指定期間) 供用開始の日～29年 3月31日
------------------------------	---

市第 22 号議案  
地域ケアプラザの指定管理者の指定

名称 (施設所在地)	指定管理者	
	名称	所在地
日野南地域ケアプラザ (港南区日野南三丁目)	社会福祉法人そよかぜの丘	港南区港南四丁目2番8号
笹野台地域ケアプラザ (旭区笹野台二丁目)	社会福祉法人秀峰会	旭区下川井町360番地
南希望が丘地域ケアプラザ (旭区南希望が丘)	社会福祉法人誠幸会	泉区上飯田町2,083番地の1
名瀬地域ケアプラザ (戸塚区名瀬町)	社会福祉法人朋光会	戸塚区名瀬町1,566番地

(指定期間) 日野南、南希望が丘、名瀬：25年 4月1日～30年 3月31日  
笹野台：供用開始の日～29年 3月31日

市第 23 号議案 港湾施設の指定管理者の指定	新たに物流等関連施設が2施設追加されたことから、現在の物流等関連施設の指定期間内において、同施設の指定管理者を追加施設の指定管理者に指定する (名称) 物流等関連施設(本牧ふ頭D突堤先端物揚場及び本牧ふ頭D突堤1号線に限る。) (指定管理者) 横浜港埠頭株式会社(中区山下町2番地) (指定期間) 24年 7月1日～28年 3月31日
----------------------------	--

**9 そ の 他（1件）**

市第 24 号議案 公立大学法人横浜市立大学の中期目標の変更	(内容) 「生命ナノシステム科学研究科」の一部を再編し、「生命医科学研究科」を設置 (議決根拠) 地方独立行政法人法第25条第3項
-----------------------------------	--

**10 契約の締結（3件）**

市第 25 号議案 南本牧ふ頭第5ブロック廃棄物最終処分場(仮称)建設工事(その17・地盤改良工)請負契約の締結	地盤改良工 深層混合処理くい打設工 一式 (工事場所) 中区南本牧4番の1地先公有水面 (契約金額) 3,423,000千円 (完成期限) 25年 3月28日 (契約相手) 東亜・五洋・若築建設共同企業体
市第 26 号議案 横浜総合高等学校移転整備工事(建築工事)請負契約の締結	校舎 鉄筋コンクリート造5階建1棟及び鉄骨造2階建1棟等 (工事場所) 南区大岡二丁目813番地の10 (契約金額) 1,245,090千円 (完成期限) 25年 5月31日 (契約相手) 大洋・キクシマ建設共同企業体
市第 27 号議案 南本牧ふ頭連絡臨港道路の整備に係る基礎・上部工事委託契約の締結	橋脚基礎工事、鋼製橋脚工事、鋼製桁製作・架設工事一式 (履行場所) 中区錦町5番地の153から6番地の1まで等 (契約金額) 7,197,960千円 (履行期限) 29年 3月31日 (契約相手) 首都高速道路株式会社

## 市第4号議案 地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例の制定

### 1 趣 旨

平成23年6月の地方税法の改正により、住民の福祉の増進に寄与する寄附金を受け入れる特定非営利活動法人（NPO法人）を条例で個別に指定することにより、住民税の寄附金控除を受けられることになりました。

これに伴い、地域等の課題解決の担い手であるNPO法人に対する市民の寄附を促進し、NPO法人の財政基盤の強化と活動の一層の充実を図るため、市民税の寄附金控除の対象となる寄附金を受け入れるNPO法人を指定するための基準、手続等を定める条例を制定します。

### 2 条例の概要

#### (1) 目的・定義（第1条～第2条）

条例制定の目的、用語の定義を定めます。

##### 【制定目的】

「寄附を受け入れるNPO法人を指定する基準、手続等」及び「寄附金を受け入れるNPO法人の適正な運営組織及び事業活動の実施を確保するための措置」を定めること。

#### (2) 指定及び指定更新の基準・手続等（第3条～第9条）

指定及び指定更新の申出方法、指定のために必要な手続を行う基準等を定めます。

#### (3) 指定を受けた法人が行う届出等（第10条～第15条）

指定を受けた法人が行う書類の届出や備置き等や、本市が行う法人から提出された書類の閲覧等について定めます。

#### (4) 指定を受けた法人の監督・取消し等（第16条～第19条）

指定を受けた法人に対し、本市が行う検査、勧告、命令、取消手続等を行うに際しての基準等について定めます。

#### (5) その他（第20条～第22条）

他の関係機関等への協力依頼や、委員会への諮問、規則への委任を定めます。

#### (6) 今後のスケジュール

本件条例で、指定するに当たっての基準、手続を明確にした上で、申出の受付を開始し、審査を経た後に、寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための条例を別途定めます。

### 3 NPO法人が条例で指定されることのメリット

#### (1) 個人住民税の税額控除

指定を受けたNPO法人に個人が寄附をすると、当該寄附金の6%が市民税の税額控除の対象となります。当該NPO法人が神奈川県指定も受ける場合は、当該寄附金の4%が県民税の税額控除の対象となり、合わせて10%の税額控除の対象となります。（[参考1](#)参照）

(2) 認定特定非営利活動法人（認定NPO法人）になるための公益要件のクリア

横浜市長が所管するNPO法人が、神奈川県又は本市の条例で指定を受けると認定NPO法人になるための公益要件を満たすことができます。（参考2参照）

認定NPO法人になると、個人の寄附者は個人住民税の控除に加え、当該寄附金の40%の所得税税額控除又は所得控除（いずれかの選択制）を受けることができます。（参考1参照）  
また、NPO法人自身も法人税の軽減を受けることができます。

参考1 指定特定非営利活動法人（指定 NPO 法人）と  
認定 NPO 法人の寄附金控除割合

		指定 N P O 法人	認定 N P O 法人
国税	所得税	×	40%
	地方税	4% 6%	10%

参考2 認定 NPO 法人の要件

公益要件 (いずれかひとつを 満たすこと)	相対値基準：	経常収入額における寄附金額の割合が5分の1以上
	絶対値基準：	年3,000円以上の寄附者が年平均100人以上
		条例で指定するNPO法人であること
運営要件	運営組織及び経理、事業活動、情報公開等	

4 根拠法令（地方税法第314条の7）

地方税法第314条の7第1項

市町村は、所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の三十に相当する金額を超える場合には、当該百分の三十に相当する金額）が二千円を超える場合には、その超える金額の百分の六に相当する金額（当該納税義務者が前年中に第一号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額が二千円を超える場合にあっては、当該百分の六に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第三百十四条の三及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

（略）

四 特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利法人(以下この号及び第3項において「特定非営利活動法人」という。)に対する当該特定非営利活動法人の行う同条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として当該市町村の条例で定めるもの(特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。)

地方税法第314条の7第3項

第1項第4号の規定による市町村の条例の定めは、当該寄附金を受け入れる特定非営利活動法人(以下この条において「控除対象特定非営利活動法人」という。)からの申出があった場合において適切と認められるときに行うものとし、当該条例においては、当該控除対象特定非営利活動法人の名称及び主たる事務所の所在地を明らかにしなければならない。

## 市第 6 号議案 横浜市市税条例の一部改正

### 1 趣 旨

平成 23 年度及び平成 24 年度の地方税法等の改正に対応するため、次の事項について横浜市市税条例の一部を改正します。

### 2 主な改正内容

#### (1) 固定資産税の課税標準の特例措置に係る軽減割合の設定

固定資産税（償却資産）の課税標準の特例措置 2 件について、適用期限が 3 年延長されるとともに、その軽減割合について地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）の導入により市町村の条例で定める割合とすることとされたため、平成 25 年度からの本市の軽減割合を次のとおり決定し、これに係る市税条例を一部改正します。

#### ア 概 要

##### (ア) 下水道除害施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置

下水道除害施設については、価格に次の割合を乗じて得た額を課税標準とします。

償却資産名	現行の軽減割合	地方税法の改正内容	本市の軽減割合	本市の考え方
下水道除害施設	3 / 4	3/4 を参酌して 2/3 以上 5/6 以下の範囲内において条例で定める割合	3 / 4	施設の設置に係る本市の水質基準は、国が定めた下水道法の水質基準と同等と認められるため

(注)水質基準・・・事業者に除害施設の設置義務が生じる排水下水の水質基準。

##### (イ) 雨水貯留浸透施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置

雨水貯留浸透施設については、価格に次の割合を乗じて得た額を課税標準とします。

償却資産名	現行の軽減割合	地方税法の改正内容	本市の軽減割合	本市の考え方
雨水貯留浸透施設	2 / 3	2/3 を参酌して 1/2 以上 5/6 以下の範囲内において条例で定める割合	2 / 3	施設の設置に係る本市の許可基準は、国が定めた特定都市河川浸水対策法の許可基準となっているため

(注)許可基準・・・雨水浸透阻害行為を行う場合に許可が必要となる規模（国・本市とも 1,000 平方メートル以上）

#### イ 税収への影響

影響なし（下水道除害施設...224 件・軽減額 532 千円、雨水貯留浸透施設...0 件・軽減額 0 円）

#### (2) 法人実効税率の引き下げに伴う市たばこ税の税率の見直し

#### ア 概 要

市たばこ税の税率については、法人実効税率の引き下げ（約 5 % 引き下げ）が行われたことに伴って、都道府県と市町村間の増減収を調整するため、平成 25 年度から道府県たばこ税と市町村たばこ税の配分割合（税率）の見直しが行われます。なお、たばこの小売価格には影響ありません。

区分	現行	改正後	差額
旧 3 級品の紙巻たばこ	2,190 円 / 1,000 本	2,495 円 / 1,000 本	305 円 / 1,000 本
上記以外の製造たばこ	4,618 円 / 1,000 本	5,262 円 / 1,000 本	644 円 / 1,000 本

#### イ 税収への影響

初年度...約 27 億円の増収、平年度...約 28 億円の増収

#### (3) その他条文の整備

地方税法等の改正により、個人市民税の申告に係る規定の見直しなど、条文を整備します。

## 地域決定型地方税制特例措置（通称：わがまち特例）

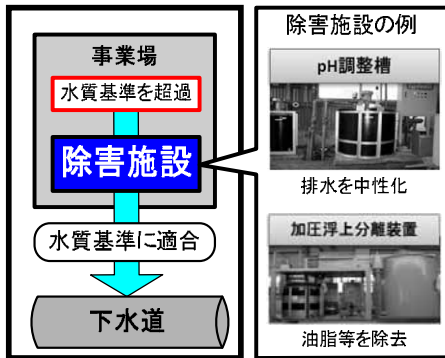
地方税の特例措置について、従来、国が一律に定めていた軽減割合を地方自治体が自主的に判断し、条例で決定できるようにする仕組み。これにより、地方自治体の自主性・自立性を一層高めるとともに、税制を通じて、これまで以上に地方自治体が地域の実情に対応した政策を展開できるようになることとされた。平成24年度税制改正において、固定資産税の課税標準の特例措置2件について、その適用期限が3年延長されるとともに、地方自治体が課税標準の軽減の程度を条例で決定できることとされた。

### 下水道除害施設に係る特例措置

下水道及び市町村の条例に基づき、公共下水道の利用者が設置する除害施設に対して講じる特例措置。

(注) 除害施設設置基準の対象となる物質..重金属、酸・アルカリ類、油脂類をはじめとする高濃度の有機物や浮遊物など、下水処理場において障害となる物質

#### 除害施設と水質保全の仕組み

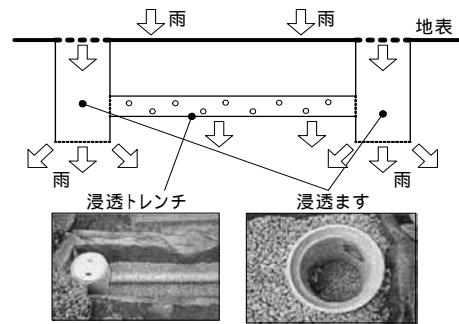


### 雨水貯留浸透施設に係る特例措置

特定都市河川浸水被害対策法に基づき、特定都市河川流域内において雨水浸透阻害行為（土地の形質変更、舗装等）を行う者が、新たに取得した雨水貯留浸透施設に対して講じる特例措置。

(注) 特定都市河川...都市部を流れる河川で、浸水被害の防止が市街化の進展により困難なものを特定都市河川として指定したもの。鶴見川（東京都・神奈川県）、新川・境川・猿渡川（愛知県）、寝屋川（大阪府）、巴川（静岡県）が指定されている。

#### 雨水貯留浸透施設の具体例



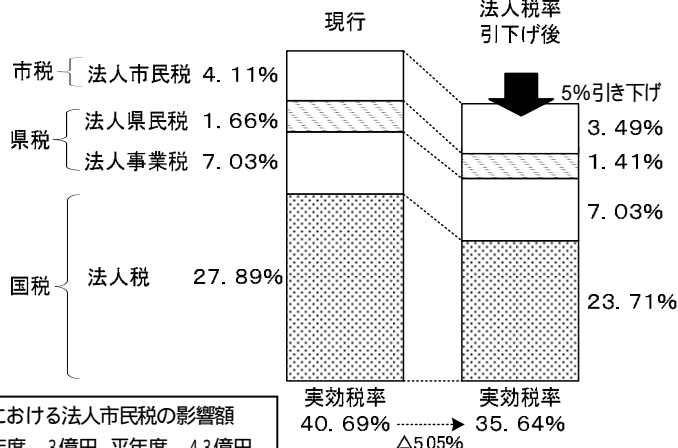
## 法人実効税率の引き下げに伴う市たばこ税の税率見直し

法人に関する税については、国税である「法人税」のほか、都道府県税である「法人県民税」と「法人事業税」があり、市町村税としては「法人市民税」がある。

このうち、法人市民税と法人県民税は、法人税額×税率で算出されるため、法人税率の引下げに伴って都道府県・市町村とも減収となるが、法人事業税は、所得等×税率で算出され、法人税率の引下げの影響を受けないため、法人に関する税全体では、市町村は、都道府県よりも減収額が多くなる。

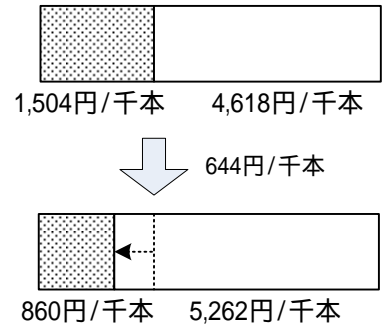
こうしたことから、都道府県と市町村間の増減収を調整するため、道府県たばこ税から市町村たばこ税への配分割合の見直しが行われた。

### 法人実効税率の引き下げのイメージ



県と市との減収調整

### 県たばこ税 市たばこ税





# 補正予算議案

件名	概要
1 補正予算(1件)	
市第28号議案 平成24年度横浜市一般会計補正予算(第2号)	歳入歳出予算補正 補正額 480,000千円 ほか債務負担行為補正

# 平成24年度5月補正予算案の概要

5月補正では、高齢者施設整備に対する補助件数を拡充するほか、大規模災害時などに使用する消防・救急デジタル無線設備設置工事に係る債務負担の設定を行います。

## 【歳入歳出予算補正】

一般会計 2事業 480百万円

## 【債務負担行為補正】

予算外義務負担の追加 1件（一般会計）

## 1. 歳入歳出予算補正（一般会計）

県基金（介護基盤緊急整備費等臨時特例基金）を活用した高齢者施設整備に対する助成について、申請数の増加を見込み、事業費を追加します。

### （1）小規模多機能型居宅介護事業所等整備事業 330百万円〔県費〕

高齢者が住み慣れた家・地域での生活が継続できるように、利用者の状態に応じて「通い」を中心に「泊まり」「訪問」の3サービスを組み合わせて提供する小規模多機能型居宅介護事業所の整備を促進するため、助成件数を拡充します。

整備助成件数の拡充 11か所増（14か所 25か所）

### （2）認知症高齢者グループホーム整備事業 150百万円〔県費〕

認知症高齢者が家庭的で落ち着いた雰囲気の中で共同生活を送ることにより、認知症の進行を穏やかにすることを目的としたグループホームの開設を促進するため、助成件数を拡充します。

整備助成件数の拡充 5か所増（3か所 8か所）

## 2. 債務負担行為補正（予算外義務負担の追加）

事 項	期 間	限度額
消防・救急デジタル無線設備設置工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	平成25年度から 平成26年度まで	1,500,000千円

### [設定理由]

消防・救急デジタル無線設備設置工事の完了に26年度までの事業期間を要するため、債務負担を設定します。

<添付資料> 24年度5月補正について《総括表》

## 24年度5月補正について 《総括表》

資料

### 1 歳入歳出補正総括表

#### 一般会計

(単位：百万円)

局名	事業名	補正額	国費	県費	その他	市債	一般財源	補正内容等
健康福祉	小規模多機能型居宅介護事業所等整備事業	330	0	330	0	0	0	県基金を活用し、小規模多機能型居宅介護事業所の開設に必要な経費への助成件数を拡充
健康福祉	認知症高齢者グループホーム整備事業	150	0	150	0	0	0	県基金を活用し、認知症高齢者グループホームの開設に必要な経費への助成件数を拡充
一般会計 合計		480	0	480	0	0	0	

### 2 債務負担行為設定総括表

#### 一般会計

局名	名称・設定期間	限度額	国	県	その他	市債	一般財源	補正内容等
消防	消防・救急デジタル無線設備設置工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	1,500	0	0	1,303	118	79	消防・救急デジタル無線設備設置工事の完了に平成26年度までの事業期間を要するため、債務負担行為を設定